

経済変動対策等に係る融資の信用保証料助成金交付要綱

平成20年 2月15日 制定

平成28年 3月28日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、岡山県の「経済変動対策資金又は経営安定資金」に係る保証及び国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に規定するもの）を得る場合、岡山県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、岡山県の「経済変動対策資金又は経営安定資金」を取り扱う金融機関及び保証協会がセーフティーネット保証を行う全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける「経済変動対策資金又は経営安定資金」及びセーフティーネット保証融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算出され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、経済変動対策又は経営安定対策として実施するものであり、当該年度4月1日から3月25日までの保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から第2条(2)に定める融資を受けるために保証協会へ支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、当該年度の助成金額が20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、別紙様式の「信用保証協会保

証料助成申請書」を協会に提出しなければならない。

その際、「信用保証書」又は「信用保証決定のお知らせ」及び「事業改善計画書」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定による認定申請書」の写しを添付しなければならない。

ただし、セーフティーネット保証を受けることが条件となっている融資制度を利用した場合は、「事業改善計画書」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定による認定申請書」の写しは省略することができる。

2 助成金の交付申請は随時行うことができるが、最終申請期限は当該年度3月25日とする。

ただし、上記期間内であっても、予算枠に達したときは申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成金の交付申請があったときは、その内容を精査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

2 協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所用の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかその運用に関し必要がある場合は、別に定めるところによる。

(附則)

第1条 この要綱は、平成20年2月15日より施行する。

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月28日改正)